

教習用自動車に係る自動車税の課税免除制度（指定自動車教習所）

指定自動車教習所（指定自動車教習所を運営する法人を含む。）が所有する自動車で、次の要件を全て満たしている場合には、申請により、自動車税の課税を免除することができます。

1. 課税免除の要件

指定自動車教習所において、当該指定教習所における運転技能以外の目的には使用されない自動車で、かつ、次の要件を全て満たす自動車

要件1 道路交通法施行規則第35条第5号又は第36条の規定により、指定自動車教習所における教習用自動車として山梨県公安委員会に届出がされていること。

要件2 技能教習に必要な特殊装置（補助ブレーキ）が取り付けられていること。

要件3 技能教習専用の自動車である旨の表示がされていること。

要件4 山梨県公安委員会に届け出た自動車の整理番号が車体に表示されていること。

要件5 自動車検査証の用途欄に「特種」、車体の形状欄に「教習車」と記載されていること。

2. 必要書類

- ①自動車税課税免除承認申請書 ※個人番号（法人番号）を記載してください。
- ②車検証【原本】（または、車検証【写し】と「自動車検査証記録事項」【写し】の両方）
※車検証上の使用の本拠地と使用施設の所在地が一致している必要があります。
- ③指定自動車教習所として指定された指定書【写し】
- ④指定自動車教習所の指定申請書に添付した備付自動車一覧表【写し】
- ⑤申請車両の写真（自動車に教習専用の自動車である整理番号が表示されていること及び技能教習に必要な特殊装置が取り付けられていることが確認できる写真）
※自動車の所有者が教習所名と異なる場合には、その旨が分かる参考資料（教習所パンフレット等）の提出をお願いいたします。

3. 申請場所（郵送での申請も可能）

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）C棟2番窓口
受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）
〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4
TEL:055-262-4662 FAX:055-263-2421

4. 課税免除の始期

申請が承認された場合、申請日（※郵送の場合は申請書到達日）の属する月の翌月から免除となります。

5. 注意事項

- ・課税免除の承認後は、配車表、教習日報及び教習車両保有台数一覧表を作成し、保管してください。随時、課税免除車両の実態調査を実施しておりますので、調査の対象となった際は、御協力をお願いいたします。
- ・課税免除の要件に該当しなくなった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月から自動車税が課税となります。この場合、自動車税申告書により、その事実が発生した日の翌日から起算して7日以内に申告してください。
- ・リース車両は課税免除の対象となりません。

【課税免除の手続き・お問い合わせ先】

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）自動車税課 課税調査担当
〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4 TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421
※開庁時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始を除く。） C棟2番窓口